

令和7年度三木町消防団消防自動車売却 仕様書

1 売却する公用車（以下「当該車両」という。）

車両番号	車体の形状	名 称	登録年月日	走行距離
香川830せ・・12	消防ポンプ自動車	三木町消防団第1分団 第2部消防自動車	平成17年3月8日	11,978km

2 売却に当たっての条件

次の項目を全て承諾することを売却の条件とする。

- (1) 町が指定した期日までに、売買代金を一括して支払うこと。
- (2) 一時抹消登録及び所定の手続は、買受者が行うこと。
- (3) 一時抹消登録、所定手続に係る税、手数料、搬送費等一切の費用は買受者の負担とする。
- (4) 町が指定する場所において、指定する日時までに車両を引き取ること。
- (5) 当該車両は、現状渡し（ただし、小型動力ポンプは除外する。）とし、町は、買受者決定後における当該車両の不調及び故障等に関する一切の担保責任を負わない。

3 買受者決定後の諸手続について

買受者は、売買契約や一時抹消登録の手続等を行うこと。

町は、売買代金納付確認後、譲渡証明書及び委任状を交付する。買受者は、一時抹消登録手続、当該車両の引取り、塗装等について関係法令を遵守して行うこと。町は、売買代金の納入及び一時抹消登録手続の完了を確認した上で当該車両を引き渡す。

- (1) 物品売買契約の締結及び売買代金の支払
令和7年10月17日（金）までに町指定金融機関に振り込みにより支払うこと。
入金が確認できないときは、当該車両の引渡しはできない。
- (2) 当該車両の一時抹消登録手続期限及び引渡し等
 - ア 一時抹消登録の期限 令和7年10月23日（木）まで
 - イ 引渡期限 令和7年10月24日（金）まで ただし、土日・祝日は除く。
 - ウ 引渡場所 三木町役場駐車場
 - エ 持参するもの 登録識別情報等通知書の写し及び消防自動車受領書（様式第6号）
- (3) 引渡し後の車両取扱い等
 - ア 当該車両引渡し後、町が指定した文字、図形、記号等を速やかに消去し、三木町の車両と誤認されないよう措置を講じること。
 - イ 当該車両引渡し後、車両に装備されている赤色警光灯及びサイレンを撤去すること。ただし、消防車両として海外へ寄贈等を行う場合はこの限りでない。
 - ウ 買受者は、当該車両引き渡し後、令和7年11月21日（金）までにア及びイの措置の完了を確認することができるカラー写真を町に提出すること。（郵送又はメールにて提出可能）

4 その他

公告、仕様書、注意事項及び町の関係例規に記載のない事項等については、別途協議する。